

I 本調査会の設置趣旨と活動について

1 設置理由

三重県議会基本条例の第13条第1項は「議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。」と規定している。この規定により、県議会として、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査するため」に調査会の設置を議決し、平成23年6月28日に、本調査会が設置された。都道府県議会としては全国初の試みである。

本調査会は、議会活動及び議員活動を支える議員報酬及び政務調査費のあり方に関する事、その他議員報酬及び政務調査費の問題点や課題に関する事について、三重県議会議長の諮問に基づき調査し、報告を行うものとするとしている。

議長から委嘱を受けた委員は次の5名である。

青山彰久	読売新聞東京本社編集委員
大森 彌	東京大学名誉教授
岡本直之	三重県経営者協会会長
金森 美智子	日本労働組合総連合会三重県連合会副事務局長
廣瀬克哉	法政大学法学部教授

(氏名は50音順、座長・大森 彌)

本調査会の第1回会議において、山本教和議長から次のような挨拶があった。

「三重県議会議員の報酬は、平成8年1月に現行額になって以来、特別職報酬等審議会が平成14年、17年、18年に開催され、いずれも据え置きが適当であるとの答申がなされています。また、三重県議会では、平成21年3月に議会改革諮問会議を設置しましたが、中間報告及び最終報告の中で、議員報酬や政務調査費についても、県民が十分納得できる説明が必要であるということや、また議員活動が支障なく行えるよう一定の水準が確保される必要があることなど提言をいただきました。

このような中で、三重県議会では、議会活動や議員活動を支える議員報酬や政務調査費のあり方について県民の皆さんに十分な説明ができるよう、本年6月28日の本会議において、三重県議会基本条例第13条の規定に基づく本調査会の設置を全会一致で議決しました。

皆様方には、客観的、専門的なお立場からご調査いただき、議員報酬や政務調査費の適正な水準とその根拠などについて、お示し願いたいと存じます。調査会からの報告をいただいた後は、全員協議会を開催させていただいて、内容を全議員で共有し、議員間での討議を経て、議会としての意思決定を行いたいと思います。」

2 調査・検討の方針

こうした県議会及び議長の要請に応えるべく、本調査会は、地方分権改革が進み、議会の役割が一層高まる中、三重県議会が、二元代表制の下、いかに改革に取り組んでいるのか、その自己改革の取り組みを踏まえた上で、以下のような方針の下に、議員報酬や政務調査費の適正な水準とその根拠などを客観的、専門的な立場から調査・検討することとした。

- (1) 法制度上の扱いを確認する。
税金で賄われる議員報酬や政務調査費がどのような法的根拠に基づき、どのような取扱いになっているかを確認する。
- (2) これまでの三重県における特別職報酬等審議会の見解を確認する。
議員報酬額は、特別職報酬等審議会の意見を聞いて改正されているため、特別職報酬等審議会が、今までどのような判断で額を決めてきたかを調べる。
- (3) 三重県における議員報酬等の現状を把握する。
 - ア 議員報酬
三重県議会議員の議員報酬・期末手当及び知事の給料・期末手当について、その改正経緯と現状を明らかにする。
 - イ 政務調査費
三重県議会の政務調査費の交付金額や透明性向上取組等を明らかにする。
- (4) 他の普通地方公共団体（以下「自治体」という。）の状況を把握する。
 - ア 議員報酬
三重県議会の議員報酬・期末手当がどのような水準であるのか知るため、全国の状況を把握する。
 - イ 政務調査費
三重県議会の政務調査費がどのような水準であるのか知るため、全国の状況を把握する。
- (5) 三重県議会議員の活動実態を明らかにする。
現職の議員が、どのような活動をどれくらいの時間をかけて行っているのかをアンケート調査及びヒアリングを実施して把握する。
- (6) 知事の公務遂行状況を把握する。
議員の活動状況と比較するため、知事の公務遂行状況を明らかにする。
- (7) 議員報酬のあり方を検討した先行事例を調べる。
議員報酬のあり方について検討し、結論を得ている最近の事例を調べる。

3 本調査会の活動経緯

本調査会は、中間報告書の作成に当たり、平成23年8月6日の第1回から平成24年1月30日の第7回まで会議を行った。会議は、審議過程を県民と共有するため、三重県議会の会議室等で、公開で行われた*。

また、アンケート調査の後、平成23年11月9日と13日に、延べ20名の三重県議会議員からの個別ヒアリング（非公開）を行い、活動実態と意見の聴取を行った。

各回の詳細な記録は別添1のとおりである。

* 平成24年1月20日の第6回は、中間報告書作成に向けた文案調整のための委員打合せであったことから、非公開とした。